

宮崎市上下水道局業務継続計画

〔第7版〕



策定	平成26年	4月
改訂	平成27年	6月
改訂	平成29年	3月
改訂	平成29年	12月
改訂	平成30年	12月
改訂	令和元年	12月
改訂	令和6年	2月

目次

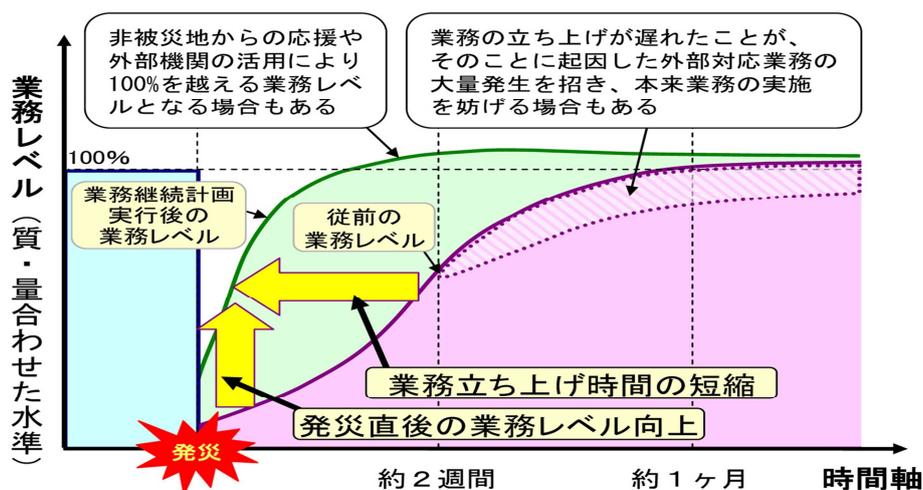
- I 計画の目的
- II B C Pの趣旨
 - 1 B C Pの基本方針
 - 2 B C Pの発動と解除
- III 上下水道事業の危機及び災害の想定
- IV 非常時優先業務
 - 1 非常時優先業務の選定
 - 2 非常時優先業務と着手時期
- V 災害発生時の対応
 - 1 初動活動
 - 2 職員の安否・参集方法
 - 3 各機関との連絡調整
 - 4 記録・報道機関対応
 - 5 局対策本部
 - 6 上下水道対策部の事務分掌
 - 7 宮崎管工事協同組合等との連携
 - 8 関係部局との業務調整
- VI 危機管理体制の整備
 - 1 未然防止対策
 - 2 平常時対策
- VII 事後対策
 - 1 記録
 - 2 検証
 - 3 結果の公表

I 計画の目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災を機に「地震災害対策計画」が、さらに平成17年9月の台風14号被害を教訓に「宮崎市上下水道局災害対策計画」が策定され、運用されてきたところである。平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、なお一層の危機管理体制の確立が求められることとなったことから、宮崎市地域防災計画の下に「宮崎市上下水道局災害対策計画」の見直しを行い、危機管理能力の向上と災害発生時のより迅速かつ的確な対処に資するべく「宮崎市上下水道局危機管理対策計画」が平成24年3月策定された。

また、発災時の限られた資源でどのような業務を優先的に実施するか、いつ着手するか、その業務の遂行にどのような資源が必要かなどを明らかにし、発災時の上下水道業務の機能低下を最小限にとどめ、職員及び受援体制を整え、機能の回復と災害復旧を速やかに実施するために、「宮崎市上下水道局危機管理対策計画」を改定し「宮崎市上下水道局業務継続計画（以下、BCPという）」を平成26年4月に策定した。これにより、発災時の行動マニュアルを局職員に定着させ必要な措置を講じることで、図表1に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上という効果を得ることができる。

※BCPとは、「Business Continuity Plan」の略。



図表1 BCPの実践に伴う効果のイメージ
(内閣府「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」より)

II BCPの趣旨

1 BCPの基本方針

- (1) BCPを発動した場合、上下水道局（以下、局という。）は、非常時優先業務を最優先に実施する。その実施に必要な人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、一旦停止する。
- (2) BCPの発動後、通常業務の再開にあたっては、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指す。
- (3) 平常時の取組みとして、業務継続を阻害する要因（課題）の解消に努める。

2 BCPの発動と解除

BCPに基づく非常時体制をとることを「BCPの発動」とし、その体制を解除することを「BCPの解除」と定義する。

(1) 発動要件

大規模な地震や風水害などの災害の発生により、上下水道局対策本部（以下「局対策本部」という。）が設置されるとともに、局又は施設に甚大な被害が生じた場合とする。

(2) 発動権限者

局対策本部長（上下水道局長）（以下「局本部長」という。）とする。なお、局本部長に事故があるときは、局対策副本部長（管理部長）（以下「局副本部長」という。）を発動権限者とする。

(3) 発動の流れ

- ①局副本部長及び各対策班長は、局対策本部において、局及び施設の被害状況を報告する。情報班は、これらの情報を収集分析し局本部長に報告する。また、総務課長は、局の被害状況を、宮崎市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）に報告する。
- ②局本部長は、①の報告に基づき、速やかに発動の要否を決定する。
- ③発動を決定した場合、外部調整班は、直ちにその旨を市対策本部及び防災関係機関等に通知するとともに、情報班は報道機関に発表する。

(4) 解除

局本部長は、局全ての通常業務の再開をもって、BCPの解除を宣言する。ただし、各部長及び各対策班長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させるものとする。解除宣言後、外部調整班は、直ちにその旨を市対策本部及び防災関係機関等に通知する。

Ⅲ 上下水道事業の危機及び災害の想定

上下水道事業運営上想定される主な危機及び災害は次のとおりである。

- (1) 自然災害 地震、風水害、土砂災害、異常渇水、津波
- (2) 水質事故 原水、浄水、配水給水における水質異常
- (3) 施設事故 幹線管路等の破損による重大事故、浄水場・処理場の異常事態、火災
- (4) その他 広域停電事故、テロ、新型インフルエンザその他

本計画は、災害などにより断水となった場合を想定し、その対応を示しているが、台風・風水害の場合を含め、災害発生初期における局の使命は、最優先すべきは飲料水、生活用水の確保と供給であり、その後水道、下水道の復旧対策となることから、自然災害以外の危機に対しても基本的に本計画を参照し、必要な対策を講じていく。

●職員配備体制

対応レベル	対応部署	危機・災害の例
A	所管課	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水事故（配水管等） ・管破損事故（他工事等） ・自然災害による漏水等 ・陥没事故、管渠閉塞事故
B	所管部	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水事故等により広範囲に断水が及ぶ場合 ・自然災害による漏水で広範囲に断水が及ぶ場合 ・大規模な範囲に及ぶ陥没、管渠閉塞
C	担当部及び他部の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルBでの対応が困難な場合 ・震度5弱以下の地震、その他自然災害で対策を要すると認めたとき
D	局	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルCでの対応が困難な場合 ・震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき
E	局以外に応援要請 (市長部局・他都市・自衛隊等)	<ul style="list-style-type: none"> ・レベルDでの対応が困難な場合 ・BCP発動

IV 非常時優先業務

1 非常時優先業務の選定

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務を継続するためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込む必要がある。そこで業務継続の対象期間を発災直後から30日として、以下の要領で、非常時優先業務の選定を行うものとする。

※参考・・・「地震等緊急時対応の手引き」（令和2年4月改訂日本水道協会）

(1) 飲料水の確保・・・大規模地震等の発生により水道施設が被災し、取水施設や浄水施設等の被災により浄水機能が不能に陥ること、また、給配水管の漏水等により配水池から飲料水が急激に流失することを想定する必要がある。応急給水活動を行うには飲料水の確保が不可欠であることから、「災害発生時水道部行動マニュアル」（平成30年2月作成）に基づき、災害発生時の宮崎市の被災状況等を把握し、適切な配水計画を立て配水池で飲料水を確保するものとする。

(2) 応急給水・・・被災水道事業体及び応援水道事業体による応急給水の活動に当たっては、住民の生命及び生活の維持が図られるよう、水道管復旧までの期間において、段階的に応急給水量を増加させる必要がある。そのため、応急復旧活動と調整を図りながら、できる限り効率的に行い、「応急給水計画」を作成し、必要な対策を講じるものとする。

①業務量と人員

応急給水における発災初期の主な業務は、以下のとおりとする。

- ・災害拠点病院など重要給水施設への運搬給水方式による給水業務
- ・給水活動拠点施設の開設業務

これらを実施するために必要なのは、発災初日（1日目）は給水車と人員の確保である。

一方、発災初日（1日目）に応急給水業務に従事可能な人員が確保できるとは限らず、発災初期においては、人員だけでなく車両も不足する。

②対応策

発災後の応急給水は「宮崎市上下水道局応急給水マニュアル」に基づき対応する。

応急給水業務において人員が不足する初期段階では、各班から人員融通を行うものとし、班間で応急給水の補助業務に充当する。また、局職員の人員融通で対応しきれない不足分は、他の水道事業体・宮崎市・宮崎県・自衛隊・自治会・ボランティア及び協定業者に応援を依頼するものとする。被害状況によっては臨機応変に対応した応急給水の展開が必要になるため、「宮崎市上下水道局応援受入れ計画」に基づき体制を整備する。

なお、発災初期の応急給水業務において、人員及び車両等が不足する場合の病院への運搬給水方法や、緊急を要する病院（人工透析を実施）、入所型福祉施設（老人ホーム）の受水槽容量、自家用発電装置の整備状況を給排水設備課にて事前に整理し、その情報を基に水道整備課にて応急給水活動がより効果的に実施できる体制を整備する。

(3) 応急復旧・・・応急復旧の活動は、被害状況や緊急性等を考慮し、復旧の優先路線や地区、仮設配管や本布設による復旧などを的確に判断しながら効率的に進めていく。また、災害発生時には住民等に不安やあせり及び混乱等を生じさせないよう、被害状況や応急給水拠点、復旧見通し等、住民が必要とする情報を適時適切に公開し、住民生活への影響を最小限に抑えることが重要である。

2 非常時優先業務と着手時期

● 非常時優先業務の考え方

上下水道一体とした機能回復を図るためには、水道、工業用水道、公共下水道及び農業集落排水を通した統一的な考え方のもとに非常時優先業務を選定する必要がある。

そこで、発災から30日の期間を4段階に区分し、各段階で優先すべき業務を設定した。

さらに、すべての非常時優先業務には「優先度」を付与して業務の優先順位を明確にした。

発災後の経過日数	優先事象	着手時期		優先する主な業務
発災～ 3日目まで	市民の生命・健康の維持に必要な業務	A	発災後 1～6時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集・罹災職員の把握 ・ 参集職員による指揮調整・情報収集体制の確立 ・ 市民からの断水・被害情報等受付窓口設置 ・ 基幹施設の被害状況把握と運転管理の継続 ・ 災害拠点病院・救急病院・福祉施設給水開設 ・ 断水・通水区域の把握
		B	発災後 6～24時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全施設の被害情報収集 ・ 運搬給水、応急給水施設の開設 ・ 重要路線下の管路の被害調査 ・ 日本水道協会等への応援要請 ・ 自衛隊応援要請 ・ 広報担当の設置 ・ 重要路線下の配水管、下水道MH浮上・道路陥没の応急復旧 ・ 工業用水道の状況調査
		C	2～3日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急復旧・優先業務計画作成 ・ 他都市応援隊・自衛隊・ボランティア受け入れ体制の整備 ・ ホームページでの災害情報提供
4～7日目 まで	市民生活を支える業務	D	4～7日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都市応援隊と応急復旧に伴う調整業務 ・ 屋内給水管の修繕
8～14日目 まで	市民生活を支えながら、社会活動を支える業務	E	8～10日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急給水の箇所数、1人当たりの給水量の拡大 ・ にごり水発生地域への対応 ・ 重要路線以外の配水管、下水道MH浮上・道路陥没の応急復旧 ・ 工業用水道応急給水、応急復旧
		F	11～14日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管路被害の詳細調査、応急復旧
15～30日目 まで	市民生活を支える業務及び、社会活動を支える業務	G	15～30 日目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配水管の断水の解消（28日目までに） ・ 水道の復旧状況に応じた工業用水道の災害対応 ・ 必要な通常窓口業務や相談業務の再開

※重要路線…緊急輸送道路や幹線が布設された国道・県道・1、2級市道など

● 応急給水・復旧（工業用水道）

局は、工業用水道を受水企業2社に給水しており、工業用水道の長期間にわたる断水は、受水企業の生産活動に多大な影響を及ぼすことになる。

一般に、大規模災害の被災後の工場の操業は、被災した水道、道路等の社会基盤が復旧してから開始されると考えられることから局の工業用水道施設については、被災後の応急復旧期間の当面の目標を4週間以内とする。

応急復旧(水道)	地震発生から1週間					2週間目	3週間目	4週間目
	1日目	2日目	3日目	4日目	~7日目	~14日目	~21日目	~30日目
基幹施設被害調査	←					→		28日目まで に断水解消
管路被害調査	←					→		
応急給水・応急復旧						←		

● 応急復旧（下水道）

下水処理場などの基幹施設は、運転・管理を継続するとともに、発災直後から被害調査を実施する。

下水道管路については、重要路線下の管路の被害調査、緊急措置を優先して実施する。

応急復旧(水道)	地震発生から1週間					2週間目	3週間目	4週間目	
	1日目	2日目	3日目	4日目	~7日目	~14日目	~21日目	~30日目	
下水処理施設被害調査・応急復旧	←					→			
中継P・MP被害調査・応急復旧	←					→			
重要路線緊急点検・調査	←					→			
緊急措置		←					→		
緊急復旧、応急復旧		←					→		

● 本復旧へ向けた管路の被害調査（下水道）

下水道管路は、応急復旧により暫定的に流下機能を確保するが、その後に本復旧が必要となるため、本復旧に向けた下水道管路の詳細調査を実施する。

管路被害の詳細調査(下水道)	地震発生から1週間					2週間目	3週間目	4週間目
	1日目	2日目	3日目	4日目	~7日目	~14日目	~21日目	~30日目
管路の詳細調査						←		

● 窓口業務

地震発生時は、災害に伴う通報や問い合わせが急増すると予想されるため、災害情報受付窓口を開設する。また、早い時期に広報体制を確立し、被害状況等の情報をお客さまに広報する。

窓口業務		地震発生から1週間					2週間目	3週間目	4週間目
		1日目	2日目	3日目	4日目	~7日目	~14日目	~21日目	~30日目
災害 対応	災害情報受付窓口開設	←					→		
	災害に伴う広報	←					→		
通常	必要な窓口・相談業務再開						←		

V 災害発生時の対応

1 初動活動

(1) 初動体制

災害発生直後から1日程度は、別表1「災害初動期事務分掌表」（直後～6時間にすべき事務分掌、6時間～1日以内にすべき事務分掌）の2段階に基づいて行い、参集職員が十分になった時点で、6（P13）の上下水道対策部の事務分掌に移行する。これらの移行判断は、局本部長が行う。

別表1「災害初動期事務分掌表」

直後～6時間にすべき事務分掌	6時間～1日以内にすべき事務分掌
1 水道施設の被害調査及び応急措置に すること	1 応急給水に関する こと
2 下水道施設の被害調査及び応急措置に 関すること	2 給水用資機材の確保に関する こと
	3 工業用水道施設の被害調査及び応急措 置に関する こと

(2) 通信手段の確保

固定電話、携帯電話ともに不通や混線が想定される場合は、総務班は、電信電話会社に依頼して専用電話回線を設置する。

2 職員の安否・参集方法

(1) 職員等の安否確認

発災直後から固定電話、携帯電話等が輻輳し、職員の安否確認が困難になる状況が考えられるため、SNS等を活用できるよう日頃から様々な方法で職員のネットワーク構築を図る。

①震度6弱以上の地震が発生した場合、または市内で死者が多数出るような災害が発生した場合、速やかに所属の係長に安否の連絡をする。勤務時間外であれば、参集の可否、家族の安否及び家屋等の被災状況も併せて報告する。係長に連絡が取れない場合は、課長補佐、課長の順に連絡する。（安否等の連絡は職員召集メールも活用）

②各課の課長補佐は、職員の安否及び参集状況等を取りまとめ、職員情報班へ報告する。（報告例：〇〇課(班)、参集人員〇名、参集率〇%、活動状況、職員の被災状況、参集者からの被害状況等）

③職員情報班は取りまとめた参集状況等を、局対策本部、外部調整班に報告し、外部調整班は市対策本部に報告する。

(2) 出勤（参集）基準

①震度5弱または5強の地震が発生または津波警報が発令されたときは、予備配備職員は直ちに参集し配備に就くこと。他の職員は自宅で待機または連絡がとれる状態にしておくこと。

②震度6弱以上の地震が発生または大規模津波警報が発令されたときは、連絡を待つまでもなく参集すること。

③情報通信網が寸断され地震等の規模が不明な場合にあっても、大規模な災害の発生を認知またはその恐れが予想される場合は、連絡を待つことなく自主的に参集すること。

④公傷、休職、病休、産休等に該当する職員は参集対象から除外する。

(3) 参集手段

地震発生直後は、道路状況の混乱や規制、公共交通機関停止の可能性も考えられ、また緊急道路の確保、局駐車場のスペース確保という面からも遠方の職員は別としても、できる限りバイク、自転車、徒歩等の手段を使って参集する。

自主参集基準（地域防災計画書から）

職員が、勤務時間外、休日等において大規模な災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに状況の推移に注意し、進んで所属の課と連絡を図り又は自らの判断で登庁する。

(1) 職員の自主参集基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

(2) 自主参集の場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設又は避難所に自主集合し、当該災害詰所における所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

(4) 参集が困難な場合

次に掲げるような事由等により、参集が困難な場合は、所属長に報告した上で、自宅待機するものとする。なお、待機中は定期的に所属長に連絡を取り、参集可能になった場合には速やかに参集する。

■参集することが困難な事由(例)

- ① 職員または職員の家族等が死亡したとき
- ② 職員または職員の家族等が負傷し、治療または入院の必要があるとき
- ③ 職員の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の復旧作業や生活に必要な物資調達等に従事し、または一時的に避難しているとき
- ④ 参集途上において、救命活動等に参加する必要が生じたとき
- ⑤ 自宅周辺が避難勧告の対象地域になったとき
- ⑥ 病気休暇、育児休業、産前・産後休暇、忌引休暇、休職中等の職員や妊婦

3 各機関との連絡調整

警戒配備、非常配備体制及び特別非常配備の体制の下では、局管理部総務課から市対策本部各対策部連絡班へ連絡員が1名派遣されるので、市対策本部からの情報・指示は連絡員から外部調整班へ伝達されることになる。

また、厚生労働省及び関係機関の連絡や応援派遣機関との具体的な連絡調整、受入準備は外部調整班において行う。

4 記録・報道機関対応

報道機関取材の対応は情報班を窓口とし一括して受け付け、必要に応じ該当班に割り振る。総括的な内容の対応は局本部長又は各部長とする。

現場での突発的な取材は現場で対応するものとする。

災害時の活動状況と被害状況の記録として写真、各種報告書にて整理・保存する。

5 局対策本部

(1) 局対策本部の設置

市対策本部の設置の有無にかかわらず、上下水道局長が必要と認めるときは、局対策本部を設置することができる。

(2) 設置場所

局対策本部は、局本庁舎3階（総務課横）に設置する。

なお、局本庁舎が被災のため使用できない場合に備え、予め代替となる施設を選定する。代替施設は下北方浄水場とする。

(3) 局対策本部会議

局対策本部会議は、局本部長（局長）、局副本部長（管理部長）、水道部長、下水道部長、各課長をもって構成し、毎日定時に開催する。ただし会議の出席者は、状況判断により臨機に対応するものとする。

(4) 局対策本部会議作業チーム

局の危機管理を迅速、円滑に進めるため、作業チームを設置する。

作業チームは、訓練の企画、資機材の管理、BCPの内容検討などの局の危機管理業務の推進に必要な作業を行う。

作業チームのメンバーは、原則、各課の課長補佐1名及び担当職員1名で構成し、各課の推薦のもと、年度当初に上下水道局長が指名する。ただし、新年度のメンバーが指名されるまでの間は、前年度のメンバー（異動者を除く）が引き続き在任するものとする。

局対策本部設置時においては、作業チームは、局対策本部での指示、決定事項について、局内への情報共有を行うものとする。

(5) 対応方針及び非常時優先業務の決定

危機・災害の規模、被災状況、施設・設備の稼働状況及び職員の参集状況の概要を把握した時点で、速やかに局本部長が対応方針を決定する。

担当部長は、対応方針の決定を受け、直ちに非常時優先業務を選定し、担当課長、現地応急対策班その他に指示を行う。対応方針の決定と非常時優先業務の決定は、時間の経過と復旧状況の進捗により、随時弾力的に行い、職員に周知する。

(6) 情報の集約・広報

情報班及び外部調整班は、局対策本部会議で確認された資料を基に、定期的に市、関係機関、報道に情報提供を行うとともに、職員情報班は、全職員へ周知する。

(7) 応急対策

① 応急給水

(ア) 応急給水計画の作成

断水が発生又は発生する見込みの場合は、総務課長は、市対策本部その他に連絡を取るとともに、直ちに、給排水設備課長及び水道整備課長と共同して応急給水が必要な地域を把握し、必要給水量を推計する。

水道整備課長は、給排水設備課長と協議して応急給水計画を作成する。

給水量の目標は、地域防災計画中の「段階別応急給水量の目標」による。

(イ) 特別給水

給排水設備課長は、特別給水施設リストを基に水道部関係課等と協議して、速やかに特別給水施設の選定を行う。

② 応援要請

災害時に、局だけでは対応できない場合は、応急資機材の調達、人員の派遣について、市対策本部を通じて県、他市町村、自衛隊へ応援要請を行う。

また、(公社)日本水道協会及び(公社)日本下水道協会に協力を求めるものとする。

これらの要請は、局本部長の命により局副本部長又は総務課長が行う。

6 上下水道対策部の事務分掌

宮崎市において大規模災害が発生した場合、市役所内に市長を本部長とした「宮崎市災害対策本部」が設置され、その組織下に上下水道局長を本部長とした上下水道対策部が設置される。上下水道対策部の組織は本部及び各班から構成される。

但し、「宮崎市災害対策本部」の設置にかかわらず、5(1)で述べたとおり、上下水道施設の機能に著しく影響があるとき、または予想されるときは、「上下水道局対策本部」を設置することができる。

○事務分掌

上下水道局対策本部の事務分掌

班名【課名】	分掌事務
総務班 情報班 職員情報班 外部調整班 【総務課】	1 上下水道対策本部の庶務に関すること
	2 局員の招集・参集・連絡調整に関すること
	3 局庁舎の災害復旧対策に関すること
	4 上下水道対策本部の設置に関すること
	5 上下水道対策本部用品の保管に関すること
	6 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	7 議会・市対策本部・報道関係の対応に関すること
	8 上下水道施設の被害調査の総括集計、分析に関すること
	9 上下水道災害復旧対策用物品の調達出納保管に関すること
	10 車両・応急資材・通信手段の確保、調整に関すること
	11 市民への情報提供に関すること
	12 国交省、厚労省、宮崎県等への連絡調整に関すること
	13 関係機関への応援要請事務に関すること

外部調整班 市民対応班 受援班 【財務課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 応援受入計画・庶務に関する事 2 ボランティア受入の庶務に関する事 3 市民からの問合せ対応に関する事 4 断水広報に関する事 5 上下水道災害復旧対策の予算に関する事
現地広報班 市民対応班 【料金課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 断水広報に関する事 2 市民からの問合せ対応に関する事 3 部内各班の応援に関する事 4 水道料金・下水道使用料に関する事
応援窓口班 【給排水設備課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 重要施設(病院・避難所等)状況収集・連絡に関する事 2 大口利用者、特別給水施設対策・調整に関する事 3 応急給水応援隊の現地調整に関する事 4 ボランティアの現地調整に関する事 5 応急給水の補助に関する事
応急給水班 【水道整備課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道部の取りまとめに関する事 2 被害状況収集・応援要否の確認に関する事 3 応急給水計画作成(拠点・運搬)に関する事 4 応急給水の開設・実施に関する事 5 応急復旧計画作成に関する事 6 復旧作業及び応急給水に関する事
水道管路班 【配水管理課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事
営業所対策班 【営業所工務課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事
浄水場班 【浄水課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 浄水施設被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事 5 水質の試験に関する事
下水管路班 【下水道整備課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道部の取りまとめに関する事 2 下水管路施設被害状況収集・応援要否の確認に関する事 3 応急復旧計画作成に関する事 4 復旧隊へ指示・作業に関する事 5 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事
下水処理場班 【下水道施設課】	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水処理施設の被害状況収集・応援要否の確認に関する事 2 応急復旧(放流含む)計画作成に関する事 3 復旧隊へ指示・作業に関する事 4 復旧作業及び復旧状況取りまとめに関する事

担当課は、「5(5)対応方針及び非常時優先業務の決定」に基づき、直ちに実施計画を作成する。

人的体制が必要な場合は、担当課は、総務課と協議して動員計画を立て、局副本部長又は総務課長が、局内各課に動員を行う。局内全課は、動員があった場合、これに応じて通常業務の処理を縮減することができる。

局内の動員で対応できない場合の市対策本部との調整は、局副本部長が総務課長に命じて行わせる。

7 宮崎管工事協同組合等との連携

宮崎管工事協同組合等との連携が必要と局本部長が認めるときは、局副本部長は、総務課長に命じて宮崎管工事協同組合に局対策本部会議への参加を要請する。

8 関係部局との業務調整

他の部局と業務分担について調整が必要となる業務については、事前に想定し、規模、時期その他必要な対応について協議、協力を求める。

VI 危機管理体制の整備

1 未然防止対策

(1) 上下水道基幹施設の整備促進

危機・災害への対応力をハード面で担保するためには、基幹施設を災害に強いものにしていくことが重要である。老朽化・経年化施設の計画的更新、施設の耐震化推進、連絡管整備等水道施設の多系統化等によるリスクの分散化、融通性の発揮や貯水槽の整備等配水余力、処理余力の拡充など、その他「みやざき水ビジョン2020」に掲げる施策を着実に実施する。

(2) 監視体制・施設警備の充実

危機に対し、迅速、的確に対応できるよう各種監視体制の充実、確実な施設警備により、危機回避のための抑止力強化、災害の未然防止に繋がる施策に努める。

2 平常時対策

(1) 連絡体制の明確化

危機においてこそ機動性ある組織力の発揮が求められることから、職員間及び関係機関について、連絡体制を単純、明確化し、常に職員が認識できる状態にしておく。

(2) 危機・災害関連情報の収集、活用

他事業体の事例や文献等による災害及びその対策について情報を収集し、研修等を通じて情報を共有し、職員の危機意識の醸成を図る。

(3) 災害用資機材の管理

災害用各種資機材については、部門フォルダ等で台帳管理し、管理所管及び保管場所、数量並びに調達方法について全ての職員が常時把握できるようにする。

また、総務課長ほか資機材を所管する課長は、その所管する災害用資機材の管理状況を、年1回（11月）その数量、品質を実地にチェックして、その結果を上下水道局長まで報告しなければならない。

(4) 燃料の確保

災害が長期に及んだ時に公用車や自家発電設備等の燃料を確保する必要がある。

- ・ 燃料にかかる貯蔵量基準の策定
- ・ 災害時の給油所との協定
- ・ 補給ルートの確保

(5) 重要資料の保全

局本庁舎等が被災した場合に対処するため、災害時の応急対策、復旧対策に必要な重要図面、図書、物品を特定し、その所在及び保管者を明確化するとともに、滅失に備えて別途保管するなどバックアップに万全を期すこととし、所管部長は、定期的にその管理状況を所管課長に報告させる。

(6) 特別給水施設及び拠点給水ポイントのリスト化

給排水設備課長は、料金課及び水道部関係課の協力の下、関係機関と連携して、病院や救護施設、避難所その他給水に特別な配慮が必要な施設及び拠点給水ポイント等を事前にリスト化、地図化し、年1回以上その更新を行う。

リスト化に当たっては、施設や地域の特性と必要給水量の把握に努めることとする。

(7) 訓練の実施

災害がいつ発生しても的確に対応できるよう机上や実地にて各種訓練を実施する。

主な訓練を掲げると次のとおり。

①年1回以上行うもの

避難訓練（職員・来庁者） 防火訓練

②随時行うもの

- ・ 参集訓練 通信・連絡訓練
- ・ 災害想定（机上）訓練
- ・ 応急給水訓練
- ・ 復旧計画・作業工程作成訓練 その他

(8) 職員の技術力の維持向上

異常事態において職員が臨機に対応するためには、業務遂行能力の維持向上が最も重要である。平常業務における技術・技能の習得、研修等により資質向上を図ることはもとより、長期的視点で人材確保のため積極的な施策を講じるよう努める。

(9) 災害時応援受入体制の整備

① 災害時相互応援体制

現在の応援協定については、次のとおりであるが、災害時に円滑かつ迅速に支援が得られるよう、あらゆる機会を通じ情報交換等に努めるものとする。

(ア) 日本水道協会九州地方支部 災害時における相互応援に関する協定

(平成 30 年 11 月 1 日締結)

福岡市 北九州市 佐賀市 長崎市 熊本市 大分市 鹿児島市 那覇市

(イ) 宮崎県市町村防災相互応援協定 (平成 8 年 8 月 29 日締結)

県内市町村

(ウ) 宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書 (平成 10 年 7 月 24 日締結)

県内水道事業者

(エ) 宮崎東諸県災害時相互応援に関する協定 (平成 9 年 12 月 26 日締結)

国富町 綾町

(オ) 九州・山口 9 県災害時相互応援協定 (平成 7 年 11 月 8 日締結)

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 鹿児島県 沖縄県 山口県

(カ) 中核市災害相互応援協定

全中核市

(キ) 災害時における水道の応急復旧に関する協定 (平成 9 年 10 月 6 日締結)

宮崎管工事協同組合

(ク) 宮崎市・日本下水道事業団災害支援協定 (平成 29 年 3 月 17 日締結)

日本下水道事業団

(ケ) 災害時における復旧支援協力に関する協定 (平成 31 年 3 月 29 日締結)

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

(コ) 災害時における下水道の応急復旧に関する協定 (平成 31 年 4 月 3 日締結)

宮崎管工事協同組合

② 受援体制の整備

災害発生時、他事業者等からの応援人員、車両等を円滑に受け入れし、応急対策、復旧対策の進捗が十分に図られるよう、受援班は、宿泊施設、駐車場、食事の提供その他必要な事項について、予め実施計画を作成することとする。

(10) 自治会及び自主防災組織・民間企業等の連携を図り、災害時の協働を推進する。

① 出前講座や自治会の防災訓練などに積極的に参加する。

② 住民開設型の応急給水拠点を整備していく。

(11) 本計画及び関係行動計画の最新化 (PDCA)

本計画及び行動計画並びに付随する各種マニュアルについては、いわゆる PDCA (計画の策定、訓練等の実施、問題点の把握・評価、計画の改善) サイクルの活用により、大規模災害がいつ発生しても対応できるよう最新性を保ち、対応力の向上を図る。

Ⅶ 事後対策

1 記録

情報班は、対策本部に提出した資料を中心に危機、災害の内容と対応状況について、記録を作成する。

2 検証

危機の収束後は、危機への対応状況を早期に検証し、「Ⅴ 災害発生時の対応」「Ⅵ 危機管理体制の整備」等について見直しを行い、対応力の向上に資するようにしなければならない。

3 結果の公表

1、2で行う記録及び検証の結果は、議会を始め市民、報道機関等広く情報提供できる簡明でわかり易いものとなるよう努めなければならない。

上下水道局災害時職員配備体制(レベルC(担当部+支援部))

上下水道局 対策本部	局対策本部長 上下水道局長 (内: 301)
	局対策副本部長 管理部長 (内: 303)
	水道部長(水道技術管理者) (内: 304)
	下水道部長 (内: 302)

市の主要機関への連絡体制(原則)

1. 議長及び二役への連絡は、水道部長又は下水道部長が行う。(特に局長が行う場合を除く)
2. 企画財政部長及び総務部長・関係議員への連絡は、管理部長又は所管部長が行う。
3. 局外の部課長等・マスコミ対応は、総務課長が行う。
4. 秘書課(市長秘書含む)、総務法制課への第一報は、主管課長が行う。
5. 広報広聴室(マスコミ)への報告は、総務課長が行う。

災害レベル判断

1. レベルA(課)、B(部)、C(担当部+支援部)、D(局全体)、E(外部)
2. レベルB→C(一部)は、部内で対応できず所管部長の要請で支援部長が判断する。
3. レベルC→Dは、水道部長・下水道部長の要請で局対策本部長が判断する。
4. レベルB:部単位で復旧が出来る(危機管理マニュアル)
5. レベルC:部単位で復旧出来きず部をまたがる災害(災害対策マニュアル)

※この体制表は、緊急体制の概念を示し初動体制の確立を高めるものであり、復旧レベルが変化した場合は、体制を随時変えるものである

	対策班長	対策班	事務分掌	初動体制における優先事項	総括	総括補助	担当	支援体制	二次支援	外部応援
総括指揮	担当課長 【担当課】	総務班	・局長・部長への連絡調整 ・部内の調整、部内会議の庶務 ・車両・応急資材等の調達、管理	・職員の安全確認、参集職員の配置 ・使用可能公用車の確認に関する事	担当課又は他課補佐	担当課又は他課係長	課員	部内の他課から支援	所管部長の要請により、支援課・動員人数は、状況に合わせる	料金センター 局コールセンター
		情報班	・情報集約、分析、部内対策会議集約 ・記録の作成 ・支援課等への情報提供	・直ちに被災状況の集約着手 ・現地情報の発信に関する事	担当課又は他課補佐	担当課又は他課係長	課員	部内の他課から支援		
	料金課長 【料金課】 (内: 210)	現地広報班	・現地広報(広報車・広報文書)	・現地広報計画・現地広報に関する事	料金課長補佐兼管理検針係長 (内: 210)	料金係長	課員	全課		
	総務課長 【総務課】 (内: 343)	総務補助班	・市民への情報提供(HP) ・議会、市本部、報道への情報提供 ・市対策本部との連絡調整 ・通信手段の確認(電話・無線・NW) ・市民からの問合せ対応	・HPに情報を掲載 ・報道機関への投込み ・緊急電話及び通信機能の確認 ・市民への情報提供に関する事	総務課長補佐(内: 345)	防災・技術研修係長 総務係長 職員係長	課員	財務課		
応急給水	給排水設備課長 【給排水設備課】 (内: 110)	応急給水班	・重要施設(病院等)の給水確保 ・応急給水計画作成(拠点・運搬) ・応急給水の開設・実施 ・大口利用者・特別給水施設対策、調整	・重要施設(病院等)の給水確保 ・応急給水班の人員・班調整 ・簡易容器・搬送車調整・確保 ・給水拠点の指定・給水に関する事	給排水設備課長補佐兼管理係長 (内: 111)	給水装置係長 排水設備係長	課員	全課	管工事協同組合、他団体	
	水道整備課長 【水道整備課】 (内: 330)	応急給水班	・水道部の取りまとめ ・被害状況収集・応援要否の確認 ・応急給水計画作成(運搬・拠点) ・応急給水の開設・実施	・直ちに被災状況の把握着手 ・応急給水班の人員・班調整 ・給水拠点の指定・給水に関する事	水道整備課長補佐兼管理係長 (内: 332) 水道整備課長補佐兼開発相談係長 (内: 338)	整備係長 計画調整係長 基幹管路係長	課員	水道整備課、浄水課、営業所工務課、下水道施設課、下水道整備課		
	配水管理課長 【配水管理課】 (内: 230)	水道管路班	・所管施設の被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・直ちに被災状況の把握着手 ・応急復旧に関する事	配水管理課長補佐兼配水管理係長 (内: 231) 配水管理課長補佐兼漏水防止係長 (内: 244)	配水施設係長 維持係長	課員	配水管理課、営業所工務課、下水道整備課		
	営業所工務課長 【営業所工務課】 (内: 238)	営業所対策班	・所管施設の被害状況収集・応援要否の確認 ・各対策班・総合支所との連絡調整 ・所管施設の復旧にかかる連絡調整 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・直ちに被災状況の把握着手 ・応急復旧に関する事	営業所工務課長補佐 (内: 240)	佐土原営業所工務係長 田野営業所工務係長 高岡営業所工務係長 清武営業所工務係長	課員	配水管理課、水道整備課、浄水課、下水道施設課、下水道整備課		
応急復旧	浄水課長 【浄水課】 (内: 501)	浄水場班	・水道施設被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・水質検査 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・直ちに被災状況の把握着手 ・浄水能力・施設の確認 ・水質検査体制(準備)の確立 ・水質検査の実施に関する事	浄水課長補佐兼施設計画係長 (内: 502)	富吉浄水場長 下北方浄水場長 施設第一係長 施設第二係長 水質管理センター長	課員	配水管理課、水道整備課、営業所工務課、下水道施設課、下水道整備課	水ingAM	
	下水道整備課長 【下水道整備課】 (内: 310)	下水道管路班	・下水道部の取りまとめ ・管路施設被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・直ちに被災状況の把握着手 ・管路の排水経路の確認(確保)に関する事	下水道整備課長補佐兼管理係長 (内: 317) 下水道整備課長補佐兼建設第一係長 (内: 321)	維持係長 建設第二係長	課員	水道整備課、営業所工務課、下水道施設課	他団体	
	下水道施設課長 【下水道施設課】 (内: 551)	下水処理場班	・下水道施設被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・水質検査 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・直ちに被災状況の把握着手 ・施設・ポンプ場等の確認 ・水質検査体制(準備)の確立 ・水質検査の実施に関する事	下水道施設課長補佐兼管理係長 (内: 552)	計画係長 建設係長 維持・水質係長	課員	配水管理課、水道整備課、浄水課、営業所工務課、下水道整備課	宮崎水管理、佐土原サニタリー、産商、他団体	

目安 震度5弱
震度6弱

まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。
主要な水道管の被害が発生し一部の地域で水道が停止、処理場・ポンプ場機能停止、MH突出することがある

上下水道局対策本部及び応急体制(レベルD(局))

上下水道局対策本部	局対策本部長 上下水道局長 (内: 301)
	局対策副本部長 管理部長 (内: 303)
	水道部長(水道技術管理者) (内: 304)
	下水道部長 (内: 302)

市の主要機関への連絡体制(原則)

1. 議長及び二役への連絡は、水道部長又は下水道部長が行う。(特に局長が行う場合を除く)
2. 企画財政部長及び総務部長・関係議員への連絡は、管理部長又は所管部長が行う。
3. 局外の課長等・マスコミ対応は、総務課長が行う。
4. 秘書課(市長秘書含む)、総務法制課への第一報は、主管課長が行う。
5. 広報広聴室(マスコミ)への報告は、総務課長が行う。

災害レベル判断

1. レベルA(課)、B(部)、C(担当部+支援部)、D(局全体)、E(外部)
2. レベルC→Dは、水道部長・下水道部長の要請で局対策本部長が判断する。
3. レベルD→Eは、局対策本部長が判断する。

※この体制表は大規模災害時、職員体制の概念を示し初動体制の確立を高めるものであり、災害規模・復旧レベルが変化した場合、体制を随時変えるものである

レベルD概念

1. 震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認められたとき
2. 宮崎県に大津波警報が発表されたとき
3. その他、局対策本部長が必要と認められたとき

	対策班長	対策班	事務分掌	初動体制における優先事項	総括	総括補助	担当	一次支援	二次支援	外部応援		
総括指揮	総務課長 【総務課】 (内: 343)	総務班	・局長・部長への連絡調整 ・部内の調整、部内会議の庶務 ・車両・応急資材等の調達、管理 ・通信手段の確認(電話・無線・NW)	・緊急電話及び通信機能の回復 ・使用可能公用車の確認に関する事	総務課長補佐(内: 345)	防災・技術研修係長 総務係長	防災・技術研修係 総務係	職員係	局 必 員 要 全 有 体 全 と 体 制 制 き で は 被 市 災 長 状 局 況 局 ・ 等 総 へ 経 験 の 者 対 応 専 門 に 技 術 者 を 班 要 員 請 変 す 更 ・ 交 代 を 行 う	日本水道協会 日本下水道協会		
		職員情報班	・局員の招集・参集・連絡調整	・り災職員の把握、健康管理 ・参集職員配置、情報提供に関する事		職員係長	職員係(全体収集) 全課管理係(収集・報告)	防災・技術研修係 総務係				
		情報班	・情報集約、分析、対策本部会議集約 ・議会、報道への情報提供 ・市民への情報提供(HP) ・記録の作成	・1時間以内被災状況の集約・記録 ・HPに情報を掲載 ・報道機関への投込みに関する事		水道整備課長補佐兼管理係 長(調整課) 下水道整備課長補佐兼管理 係長(調整課) 防災・技術研修係長 総務係長	防災・技術研修係(記録) 総務係(HP・議会) 職員係(市本部・報道)	(情報収集、分析) 水道整備課管理係 下水道整備課管理係 財務課経営戦略室				
	財務課長 【財務課】 (内: 350)	外部調整班	・市対策本部との連絡調整 ・国交省、厚労省、宮崎県等への連絡調整	・現地情報の発信に関する事		財務課長補佐兼財務第一係 長(内: 346)	経営戦略係長 財務第二係長	職員係長			職員係(外部連絡)	(判断要請) 水道整備課管理係 下水道整備課管理係
		市民対応班	・市民からの問合せ対応	・医師会、教育委員会、地コミ等連絡				課員			財務第一、第二係(重要施設連絡) 総務係(電話FAQ)	財務課
料金課長 【料金課】 (内: 210)	料金課	・料金からの問合せ対応	・市民情報の応答、収集、仕分け ・広報文作成に関する事	料金課長補佐兼管理検針係 長(内: 210)	料金係長	課員	財務課、料金課、営業所工務課 (人数は被災状況で調整)	料金センター 局コールセンター				
応急給水	給排水設備課長 【給排水設備課】 (内: 110)	応急給水班	・重要施設(病院・避難所等)状況収集・連絡 ・重要施設(病院等)の給水確保 ・応急給水計画作成(拠点・運搬) ・応急給水の開設・実施 ・大口利用者・特別給水施設対策、調整	・重要施設(病院等)の給水確保 ・応急給水班の人員・班調整 ・簡易容器・搬送車調整・確保 ・給水拠点の指定・給水に関する事	給排水設備課長補佐兼管理 係長(内: 111)	給水装置係長 排水設備係長 水道整備課整備係長	課員	料金課、水道整備課、下水道整 備課、営業所工務課、下水道施 設課(人数は被災状況で調整)	日本水道協会 市長事務部局			
	水道整備課長 【水道整備課】 (内: 330)	応急給水班	・水道部の取りまとめ ・被害状況収集・応援要否の確認 ・応急給水計画作成(運搬・拠点) ・応急給水の開設・実施	・直ちに被災状況の把握着手 ・応急給水班の人員・班調整 ・給水拠点の指定・給水に関する事	水道整備課長補佐兼管理係 長(内: 332) 水道整備課長補佐兼開発相 談係長(内: 338)	整備係長 計画調整係長 基幹管路係長	課員	水道整備課、浄水課、営業所工 務課、下水道施設課、下水道整 備課	管工事協同組合 他団体			
応急復旧	配水管理課長 【配水管理課】 (内: 230)	水道管路班	・所管施設の被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・1時間以内被災状況の把握着手 ・3日以内病院・避難所管路復旧 ・30日以内応急復旧に関する事	配水管理課長補佐兼配水管理 係長(内: 231) 配水管理課長補佐兼漏水防 止係長(内: 244)	配水施設係長 維持係長	課員	配水管理課、営業所工務課、下 水道整備課	他団体			
	営業所工務課長 【営業所工務課】 (内: 238)	営業所対策班	・所管施設の被害状況収集・応援要否の確認 ・各対策班・総合支所との連絡調整 ・所管施設の復旧にかかる連絡調整 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・1時間以内被災状況の把握着手 ・48時間以内病院・避難所管路復旧に関する事	営業所工務課長補佐 (内: 240)	佐土原営業所工務係長 田野営業所工務係長 高岡営業所工務係長 清武営業所工務係長	課員	配水管理課、水道整備課、浄水 課、下水道施設課、下水道整備 課	管工事協同組合			
	浄水課長 【浄水課】 (内: 501)	浄水場班	・水道施設被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ ・水質検査	・1時間以内被災状況の把握着手 ・浄水能力の確認、施設の復旧 ・水質検査体制(準備)の確立 ・水質検査の実施に関する事	浄水課長補佐兼施設計画係 長(内: 502)	富吉浄水場長 下北方浄水場長 施設第一係長 施設第二係長 水質管理担当係長	課員	水道整備課、配水管理課、営業 所工務課、下水道施設課、下水 道整備課	kingAM			
	下水道整備課長 【下水道整備課】 (内: 310)	下水管路班	・下水道部の取りまとめ ・管路施設被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧(仮設トイレ含む)計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ	・1時間以内被災状況の把握着手 ・3日以内重要な幹線等被災状況把握 ・30日以内応急復旧 ・管路の排水経路の確認(確保)に関する事	下水道整備課長補佐兼管理 係長(内: 317) 下水道整備課長補佐兼建設 第一係長(内: 321)	維持係長 建設第二係長	課員	水道整備課、営業所工務課、下 水道施設課	下水道管路施設協 力会 他団体			
	下水道施設課長 【下水道施設課】 (内: 551)	下水処理場班	・下水施設被害状況収集・応援要否の確認 ・応急復旧(放流含む)計画作成 ・復旧隊へ指示・作業 ・復旧作業及び復旧状況取りまとめ ・水質検査	・1時間以内被災状況の把握着手 ・2日以内支援要請・緊急調査 ・施設の復旧 ・ポンプ場等の排水対策(バキューム等) ・水質検査体制(準備)の確立 ・水質検査の実施に関する事	下水道施設課長補佐兼管理 係長(内: 552)	計画係長 建設係長 維持・水質係長	課員	水道整備課、配水管理課、浄水 課、営業所工務課、下水道整備 課	宮崎水管理 佐土原サニタリ一 産商、他団体			
勤務時間内	直ちに 対策本部設置	1時間以内 被災状況の把握着手 対策本部設置	3時間以内 参集可能人員確認 参集可能人員確認	24時間以内 応急給水実施 被災状況の把握	3日以内 病院・避難所管路復旧	1週間以内 段階的に復旧	30日以内 応急復旧完了					

※被災時は誰もがリーダー、判断・指揮・動員人数は、状況に合わせる

※BCPを発動した場合、非常時優先業務を最優先に実施します。通常業務の再開にあたっては、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指します。

震度6弱: 主要な水道管の被害が発生し一部の地域で水道が停止、処理場・ポンプ場機能停止、MH突出することがある

上下水道局対策本部及び応急体制(レベルE(外部))

上下水道局対策本部	局対策本部長 上下水道局長 (内: 301)
	局対策副本部長 管理部長 (内: 303)
	水道部長(水道技術管理者) (内: 304)
	下水道部長 (内: 302)

市の主要機関への連絡体制(原則)

1. 議長及び二役への連絡は、水道部長又は下水道部長が行う。(特に局長が行う場合を除く)
2. 企画財政部長及び総務部長・関係議員への連絡は、管理部長又は所管部長が行う。
3. 局外の部課長等・マスコミ対応は、総務課長が行う。
4. 秘書課(市長秘書含む)、総務法制課への第一報は、主管課長が行う。
5. 広報広聴室(マスコミ)への報告は、総務課長が行う。

災害レベル判断

1. レベルA(課)、B(部)、C(担当部+支援部)、D(局全体)、E(外部)
2. レベルC→Dは、水道部長・下水道部長の要請で局対策本部長が判断する。
3. レベルD→Eは、局対策本部長が判断する。

レベルE概念(レベルDと同じ)

1. 震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めるとき
2. 宮崎県に大津波警報が発表されたとき
3. その他、局対策本部長が必要と認めるとき

	対策班長	対策班	事務分掌	初動体制における優先事項	総括	総括補助	担当	一次支援	二次支援	外部応援
総括指揮	総務課長 【総務課】 (内: 343)	外部調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・局長・部長への連絡調整 ・部内の調整、部内会議の庶務 ・車両・応急資材等の調達、管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地情報の発信・応援要請に関する事 	総務課補佐 (内: 345)	職員係長	職員係(外部連絡)	(判断要請) 水道整備課管理係 下水道整備課管理係		日本水道協会 日本下水道協会 ボランティア 他団体・OB
	財務課長 【財務課】 (内: 350)	受援班	<ul style="list-style-type: none"> ・応援受入に関する計画・庶務 ・ボランティア受入に関する庶務 	<ul style="list-style-type: none"> ・中継水道事業体の決定 ・先遣調査隊受入調整 ・応援隊誘導・待機休憩場所調整 ・ボランティアの受付・配置 ・費用の精算に関する事 	財務課長補佐兼財務第一係長 (内: 346)	経営戦略係長 財務第二係長	財務第一係(受入・経費)	財務第二係・経営戦略係・給排水設備課 (人数は被災状況で調整)		
応急給水	給排水設備課長 【給排水設備課】 (内: 110)	応援窓口班	<ul style="list-style-type: none"> ・応急給水応援隊の現地調整 ・ボランティアの現地調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・応援隊・ボランティア現地調整 ・資料準備、情報共有 ・応援隊事務スペース確保に関する事 	給排水設備課長補佐兼管理係長 (内: 111)	排水設備係長	課員	財務課・料金課 (人数は被災状況で調整)		

	直ちに	1時間以内	3時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	30日以内
勤務時間内	対策本部設置	被災状況の把握着手	参集可能人員確認	応急給水実施	病院・避難所管路復旧	段階的に復旧	応急復旧完了
勤務時間外		対策本部設置	参集可能人員確認	被災状況の把握			

※BCPを発動した場合、非常時優先業務を最優先に実施します。通常業務の再開にあたっては、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次再開を目指します。
 震度6弱 : 主要な水道管の被害が発生し一部の地域で水道が停止、処理場・ポンプ場機能停止、MH突出することがある